

商工会だより

第156号(令和6年6月7日)

白子町商工会

長生郡白子町古所3302~94

電話番号 0475(33)2517

FAX番号 0475(33)2518

<http://www.shirako.or.jp/>

商工会通常総会 5月16日に開催

令和6年度の通常総会が、5月16日(木)午後3時より、サニーインむかいにて、開催されました。

はじめに、前橋会長より日頃の商工会運営に対するご支援、ご協力に感謝の意が述べられ、今総会をもって任期満了により会長職を退任し、会員の皆様に在任中ご協力いただいたことへの謝意が述べられました。

総会は、片岡剛之氏を議長に各議案の議事が進められました。

第1号議案 令和5年度事業報告書並びに収支決算書、貸借対照表、財産目録について承認を求める件

第2号議案 令和6年度事業計画書(案)並びに収支予算書(案)について承認を求める件

第3号議案 定款の一部改正について承認を求める件

第4号議案 運営規約の一部改正について承認を求める件

第5号議案 借入金の限度額について承認を求める件

以上5議案については、原案どおり可決承認されました。

第6号議案 任期満了に伴う役員選任の件

下記の20名の方が役員として選任されました。(敬称略)

会長 向光男
副会長 森川祐芳、梅澤信二
理事 大多和 市郎、上代雅之、田村輝雄、
渡邊一敏、森川正章、長島均、
篠崎昌治、片岡剛之、河野洋平、
白石えり子、岡澤好美、阿部倉貴之、
片岡秀之、緑川信雄、中村有紀、
監事 宗島慶明、片岡利一

議事終了後、白子町長 石井和芳様、千葉県議会議員 酒井茂英様をはじめ多くのご来賓の方からご祝辞を頂き、令和6年度通常総会が閉会となりました。

労働保険の加入は商工会で！！

白子町商工会では、労働保険事務組合の認可を千葉労働局より受けており、労働保険関係の事務を受託することができます。

【メリット】

- ①労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
- ②労働保険料の額にかかわらず、労働保険料を3回に分割納付できます。
- ③労災保険に加入することができない、労働者と同じ業務をしている事業主や家族従事者なども、労災保険に加入(特別加入)することができます。

資金繰りの相談、まずは商工会へ！

商工会は政府系金融機関である(株)日本政策金融公庫の受付窓口になっています。資金繰りについて、ご相談に乗らせて頂きます。

◆一般貸付

ほとんどの業種の中小企業の方にご利用いただけます。(金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種の方はご利用になりません)

[申込条件]

- ・融資限度 4,800万円以内
- ・融資利率 2.35%~(年利)
(保証人・担保等の有無により異なります)
- ・融資期間 5年(運転) 10年(設備)

◆新型コロナウイルス感染症特別貸付(6月末まで)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高が、前6年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方等への融資制度です。

[申込条件]

- ・融資条件 8,000万円以内(別枠)
- ・融資利率 1.45%~(年利)
(但し、6,000万円を限度として3年目までは基準利率-0.5%)
- ・融資期間 20年以内(運転・設備)
(うち据置期間5年以内)

労働保険の加入手続きはお済みですか？

労働保険とは労働者災害補償保険と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で個別に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に、一体のものとして取り扱われています。

<労災保険>

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するために必要な保険給付を行うものです。

<雇用保険>

労働者が失業した場合及び労働者についての雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付を行うものです。

労働者(パートタイマー、アルバイト含む)を一人でも雇用していれば、業種・規模の如何を問わず労働保険に加入する義務があります。(農林水産の一部の事業は除きます。)

先端設備等導入計画について

「先端設備等導入計画」は中小企業者が計画期間内に先端設備を導入することにより、労働生産性を向上させることを目的とした計画です。令和6年度中に「先端設備等導入計画」を策定し、その計画が町に認定され、設備取得を行った中小企業者は、固定資産税の特例制度による支援等を受けることができます。

- 対象者
 - ・中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する中小企業者
 - ・町内に本社又は事業所等を有する者
- 計画期間
計画認定から3年、4年のいずれかの期間で目標を達成する計画
- 労働生産性
基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること
- 先端設備の種類
 - ・機械及び装置 ・器具及び備品 ・測定工具及び検査工具
 - ・建物附属設備 ・ソフトウェア

「先端設備等導入計画」認定によるメリット
生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置による税制面の支援が受けられます。

- ・計画内で賃上げ表明無し：
3年間、課税標準を2分の1に軽減
- ・計画内で賃上げ表明有り：
4年間、課税標準を3分の1に軽減

◇固定資産税特例は、先端設備等導入計画の認定のほか下記要件を満たすことが必要です。

要件：令和7年3月31日までの期間内に取得するものに限りです。

対象者	・資本金額 1億円以下の法人 ・従業員数 1,000人以下の法人又は個人事業主等（大企業の子会社を除く）
対象設備	下記ア～ウの3つの要件を満たす設備であること ア. 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること イ. 中古資産でないこと ウ. 投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された①～④の設備 【固定資産の種類】 ①機械装置（160万円以上） ②測定工具および検査工具（30万円以上） ③器具備品（30万円以上） ④建物附属設備（60万円以上）

詳細は、
白子町商工観光課Tel0475-33-2117
白子町商工会 Tel0475-33-2517

千葉県商工会連合会メルマガ配信サービス

千葉県商工会連合会では、補助金情報や中小企業支援施策等のお役立ち情報を不定期にメールマガジンにてお届けしております。会員・非会員を問わず、どなたでもご登録いただけます。配信希望の方は、下記URLより、メールアドレスをご登録ください。

<https://www.chibaken.or.jp/mailmagazine.php>



中小企業省力化投資補助事業のご案内

付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「カタログ」から選択・導入することで、企業の付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

【補助対象者】 人手不足の状態にある中小企業等

【補助率等】

補助対象	補助額		補助率
補助対象として、カタログに登録された製品等	従業員数5名以下	200万円（300万円）	1/2以下
	従業員数6～20名	500万円（750万円）	
	従業員数21名以上	1,000万円（1,500万円）	

賃上げ要件を達成した場合、（）内の値に補助上限額を引き上げ

【製品の一例】

スチームコンベクションオーブン、自動チェックイン機、自動精算機、自動倉庫無人配送車、検品仕訳システム、清掃ロボット、オートラベラー、タブレット型給油許可システム など

【問い合わせ先】

中小企業省力化投資補助事業
コールセンターナビダイヤル0570-099-660・03-4335-7595

補助金公募開始時期、申請方法、対象となる省力化製品などについては下記URLをご覧ください。

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

白子町ふるさと産品開発支援事業補助金のご案内

白子町では地域の魅力創出や産業振興を目的に、町内の地域資源等を活かした特産品（ふるさと産品）を開発する方に対し補助金を交付いたします。

【補助対象者】

- 以下の要件を全て満たす必要があります。
- ・町内に住所を有する者、町内に事業所を有する個人若しくは法人（町内に住所を有する者により組織された団体も可）
 - ・ふるさと産品の販売を継続して行うことができると認められ、町のふるさと納税制度においてふるさと産品を提供している（提供する予定である）こと
 - ・町税の滞納がないこと など

【ふるさと産品とは】

主として町内で生産された原材料を加工した商品及び町内で製造・加工される商品であって、町の魅力を発信できる商品。（飲食店等において提供される料理等は除きます。）

【補助対象経費】

- ・ふるさと産品の開発及び改良に必要な原材料費等を購入する経費
- ・ふるさと産品の開発及び改良に必要な機械器具の購入、賃借に係る経費
- ・ふるさと産品のパッケージ、ラベル等のデザイン制作に要する経費
- ・ふるさと産品をプロモーションするために要する経費 など

【補助率等】

上記補助対象経費の2分の1以内（上限50万円）

詳細は、白子町商工観光課Tel0475-33-2117